

高 第 2 7 5 号
令和 5 年 5 月 8 日

各 高 齡 者 施 設 管 理 者 様
各 介 護 サービス 事 業 所 管 理 者 様

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長
(公印省略)

高齢者施設等における感染対策等について(通知)

日頃、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底に御協力いただきお礼申し上げます。

標記の件につきまして、厚生労働省老健局高齢者支援課ほかから、別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

高齢者施設等における新型コロナウイルスにかかる感染対策については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」(令和5年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、感染症法上の位置づけ変更後も、高齢者施設等における感染対策の徹底を当面継続することとされています。

つきましては、内容について御確認の上、貴施設・事業所において適切に御対応いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】

特養、養護、軽費、有料、サ高住：法人支援班

電話 043-223-2350 FAX043-227-0050

E-mail kourei5@mz.pref.chiba.lg.jp

上記以外：介護事業者指導班

電話 043-223-2386 FAX043-227-0050

E-mail kaigojigyou@mz.pref.chiba.lg.jp